

令和 7 年度第 1 回徳島県地域職業能力開発促進協議会次第

令和 7 年 11 月 12 日 (水)

10 : 00 ~ 12 : 00

ポリテクセンター徳島 本館 1 階会議室

1 徳島労働局長あいさつ

2 議題

(1) 徳島県における地域リスクリング推進事業について

(2) 令和 6 年度徳島県地域職業訓練実施状況等について

(3) ワーキンググループの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）について

(4) 令和 8 年度徳島県地域職業訓練実施計画の方針について

(5) 意見交換

(6) その他

令和7年度第1回徳島県地域職業能力開発促進協議会出席者名簿

団体名	役職	氏名	出欠席	備考
徳島文理大学	総合政策学部 教 授	松村 豊大	出席	
徳島県経営者協会	専務理事	脇田 亮	出席	
徳島県中小企業団体中央会	専務理事	手塚 俊明	欠席	
徳島県商工会議所連合会	専務理事	上田 輝明	出席	
徳島県商工会連合会	専務理事	加藤 弘道	出席	
日本労働組合総連合会徳島県連合会	副事務局長	白石 誠	代理出席	
株式会社スタッフクリエイト	執行役員 営業部長	領田 孝彦	出席	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島支部	支 部 長	中村 一也	出席	
一般社団法人徳島県専修学校各種学校連合会	理 事	豊實 祐之	出席	
徳島県職業能力開発協会	専務理事 兼事務局長	宮崎 仁成	出席	
全国産業人能力開発団体連合会推薦 株式会社ニチイ学館徳島支店	ヘルスケア事業 高松支店 支 店 長	松尾 夫充子	代理出席	
徳島大学	人と地域 共創センター長	田中 俊夫	出席	
徳島県経済産業部	大学・産業創生 統括監兼副部長	小原 広行	出席	
徳島労働局	局 長	亀井 崇	出席	

令和7年度第1回徳島県地域職業能力開発促進協議会席次

日 時：令和7年11月12日(水) 10:00～

於：ポリテクセンター徳島 本館1階会議室

会長席

徳島文理大学

総合政策学部教授 松村 豊大

徳島県経営者協会

専務理事 脇田 亮

日本労働組合総連合会徳島県連合会

副事務局長 白石 誠(代理出席)

徳島県商工会議所連合会

専務理事 上田 輝明

株式会社スタッフクリエイト

執行役員 営業部長 領田 孝彦

徳島県商工会連合会

専務理事 加藤 弘道

徳島県職業能力開発協会

専務理事 兼事務局長 宮崎 仁成

一般社団法人

徳島県専修学校各種学校連合会
理事 豊實 祐之

徳島大学 人と地域共創センター

センター長 田中 俊夫

株式会社ニチイ学館徳島支店
ヘルスケア事業高松支店

支店長 松尾 夫充子(代理出席)

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

徳島支部長 中村 一也

徳島県経済産業部

大学・産業創生
統括監兼副部長 小原 広行

徳島労働局

局長 亀井 崇

事務局

徳島県
経済産業部産業人材課
藤本主任

徳島県
経済産業部産業人材課
小山課長

森部長

佐藤課長

阿部係長

山下課長補佐

随行席

傍聴席

徳島県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1　名称

協議会の名称は、「徳島県地域職業能力開発促進協議会」とする。

2　目的

徳島労働局及び徳島県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、徳島県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う徳島県地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- ① 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- ② 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

3　構成員

徳島県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 徳島労働局
- ② 徳島県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ④ 労働者団体
- ⑤ 事業主団体
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

4　ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5　会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

7 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- ⑥ その他必要な事項に関すること。

8 事務局

事務局については、徳島労働局職業安定部及び徳島県経済産業部に置く。

なお、委員の委嘱及び謝金等の支払い並びに会議開催経費等の支払いについては徳島労働局職業安定部が所管する。

9 その他

- ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

この要綱は、令和6年2月28日から施行する。

この要綱は、令和6年11月11日から施行する。

令和7年度徳島県地域職業能力開発促進協議会構成員名簿

団体名	役職	氏名
徳島文理大学	総合政策学部 教 授	松村 豊大
徳島県経営者協会	専務理事	脇田 亮
徳島県中小企業団体中央会	専務理事	手塚 俊明
徳島県商工会議所連合会	専務理事	上田 輝明
徳島県商工会連合会	専務理事	加藤 弘道
日本労働組合総連合会徳島県連合会	事務局長	中川 孝文
株式会社スタッフクリエイト	執行役員 営業部長	領田 孝彦
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島支部	支 部 長	中村 一也
一般社団法人徳島県専修学校各種学校連合会	理 事	豊實 祐之
徳島県職業能力開発協会	専務理事 兼事務局長	宮崎 仁成
全国産業人能力開発団体連合会推薦 株式会社ニチイ学館徳島支店	支 店 長	福原 美奈
徳島大学	人と地域 共創センター長	田中 俊夫
徳島県経済産業部	大学・産業創生 統括監兼副部長	小原 広行
徳島労働局	局 長	亀井 崇

徳島労働局及び徳島県は、県内の関係者・関係機関を収集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、徳島県の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う協議会を組織します。

【構成員】

- ①徳島労働局
- ②徳島県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

...主催

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定 ⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

職業訓練機関等

職業訓練の実施

将来的に必要となるスキルも
含め、地域の詳細な人材ニーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、
その他の職業能力開発に関する取組の共有

キャリコンサルティング、リカレント教育等

「地域職業訓練実施
計画」と実績とのミ
スマッチの検証

②訓練効果の把握・検証（協議会の下のワーキンググループで実施） ⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業

訓練機関

地域職業能力開発促進協議会に設置する 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

令和6年度実施分

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

構成員

地域職業能力開発促進協議会（地域協議会）の構成員のうち、
都道府県労働局、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（※他の構成員の追加可）

検証手法

検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。

具体的な 進め方

- ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。
- ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）
- ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。
- ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。

スケジュール

	令和6年度下半期	令和7年度上半期	令和7年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会開催	9月 協議会開催	2月 地域協議会から検討結果を報告 協議会開催
地域職業能力開発促進協議会	2～3月 協議会開催 ① 検証対象訓練分野を選定	②	10月頃 協議会開催 ④ WGから報告→次年度の計画の策定に反映
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング → 結果整理 → 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上 × 3者（修了者、採用企業、実施機関）	③

令和7年度徳島県地域職業訓練実施計画

令和7年4月1日

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るために、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、徳島県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、ハローワーク、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少しており、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱え、特に、徳島県においては、少子高齢化が進行するとともに、県外への若年労働力の流出等から、労働力不足が深刻化しつつある状況となっている。こうした中で、地域経済の持続的な発展と成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不斷に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあることから、個々の障害特性や就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 令和6年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和6年度の新規求職者は令和6年12月末現在で21,505人（前年同月

比 98.9%) であり、そのうち、求職者支援法第 2 条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和 6 年 12 月末現在で 10,472 人（前年同月比 101.8%）であった。

これに対し、令和 6 年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和 6 年 4 月～12 月>

離職者に対する公共職業訓練	399 人	(前年同期比 88.5%)
求職者支援訓練	263 人	(前年同期比 86.8%)
在職者訓練（徳島県）	181 人	(前年同期比 157.4%)
在職者訓練（ポリテクセンター徳島）	322 人	(前年同期比 130.9%)

また、令和 6 年度における公的職業訓練の就職率については、以下のとおりである。

・離職者に対する公共職業訓練	※1	施設内訓練 78.4%
	※2	委託訓練 75.8%
・求職者支援訓練	※3	基礎コース 58.1%
	※3	実践コース 61.9%

※1 令和 6 年 4 月から令和 6 年 10 月末までに訓練を修了した者の就職率

※2 令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月末までに訓練を修了した者の訓練修了後 3 ヶ月後の雇用保険適用相当就職率

※3 令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月末までの訓練修了等の訓練修了後 3 ヶ月後の雇用保険適用就職率

第 3 令和 7 年度の公的職業訓練の実施方針

令和 5 年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること

- 応募倍率は委託 68.5%、求訓 48.9% であり、比較的低調であり、引き続き改善の余地がある

- 就職率は委託 94.1%、求訓 100.0% と比較的高水準で推移している

② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「デジタル分野」）があること

- 応募倍率は委託 125.0%、求訓 89.2% と比較的高い

- ・就職率は委託 50.0%、求訓 48.1%と低調であり、引き続き改善の余地がある

- ・国が求めるDX人材と企業側が求めるDX人材の認識に相違がある
- ・訓練を修了した者が実際にどのような職種に就いているのか把握することが必要

③ 職業訓練全般において、計画数と実績が乖離しており、受講者が減少

- ・令和4年度受講率 67.6%、令和5年度受講率 64.8%

④ デジタル人材が質・量とも不足していること
といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

① については、引き続き、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を図る。

また、訓練施設への方針として、「訓練カリキュラムの実技・実習がより充実したものとなるよう、実践的な内容を加えることを提案するとともに、パソコン操作を含むITリテラシーを習得できるカリキュラムの追加を提案する。

ハローワークの訓練窓口職員には、介護職に就くことの魅力を十分に発信し、受講者確保に繋げられるよう職員向けの説明会・研修会を実施する。

② については、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、就職支援策が十分なものか検討した上で、ハローワークと連携した就職支援の強化を図る。

デジタル分野の訓練修了者がIT業務全般を習得しているといった認識を持つ企業側とのミスマッチが課題となっているため、企業向けの訓練施設見学会や説明会等を実施し、訓練内容及び習得レベルをより明確に発信する。また、受講希望者のニーズに沿った適切な訓練のあっせんが行えるよう、ハローワークの訓練窓口職員の知識の向上を図るとともに、職員が訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。

効果検証の実施にあたっては、関連就職などの視点も考慮し、就職状況を検証し、訓練カリキュラムについても、企業が求めているスキルに十分対応できているか検証等に取り組む。

③ については、引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加に向けた取組を行う。

④ については、引き続き、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、

デジタル分野定員枠の拡充を図る。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数 324人

目標 就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数 563人

目標 就職率：75%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあっては、徳島県が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や待遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意

識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースの委託費の上乗せ措置（IT 分野のコースについて、同コース未設定地域で実施する場合の更なる上乗せを含む。）や企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX 等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講

開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。
- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

（2）求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 569 人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 60% 実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、認定規模は以下のとおりとする。

基礎コース 85 人

実践コース 484 人

※ 実践コースのうち、デジタル分野は 146 人、介護・医療・福祉分野は 97 人として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、地域の実情を踏まえ 25 人（営業・販売・事務分野 15 人、介護・医療・福祉分野 10 人）で設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 10%

- 新規参入枠については、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や待遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置（IT 分野のコースについて、同コース未設定地域で実施する場合の更なる上乗せを含む。）や、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
- IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や訓練実施施設によ

る事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知することなどにより、就職機会の拡大を図る。

- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
 - ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
 - ・ 介護分野については、求職者の介護分野の仕事や訓練に関する理解促進のため、訓練見学会等への参加を積極的に働きかける。
 - ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ③ 対象者に応じた訓練コースの設定等
- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練(在職者訓練)	810 人
生産性向上支援訓練	640 人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、ポリテクセンター徳島に設置された

「生産性向上人材育成支援センター」においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。

- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。また、県内在職者の学び直し及びスキルアップを図るため、在職者訓練コースの拡充を図る。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。
- ・ 事業主等に対し、在職者訓練等の受講による従業員のスキル向上及び生産性向上等の訓練効果を広く周知し、在職者訓練等の受講促進を図る。

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 240人（普通課程120人、短期課程120人）

目標 就職率：95%

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

(委託訓練)

対象者数 35人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設定を促進しつつ、委託元である徳島県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を実施するとともに、個々の障害特性に応じた訓練時間や訓練内容を設定するコースを設けるなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進する。

・障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを実施する。また、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、ハローワーク等との連携の下、受講者への就職支援を実施する。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 職業訓練の周知広報について

職業訓練の受講が必要とされる者に対して、職業訓練を受講することで、取得できる資格、知識、技能、企業での活躍事例を含めた広報が必要であり、訓練実施機関、徳島労働局、ハローワーク及び徳島県は、訓練内容の広報の充実、SNS等による情報発信に取り組む。

また、ハローワークを利用してない求職者へ直接、職業訓練の制度を周知し、訓練の受講を働きかけることを目的として集客力の高い商業施設や各種イベント会場等において周知広報を実施する。

(2) 人材開発支援助成金の活用促進について

企業におけるデジタル人材の育成等を支援するため、徳島労働局は、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリング支援コース」の県内企業への積極的な活用促進を図る。

(3) 地域リスクリング推進事業について

中小企業、農林水産、介護等、各分野で地域に必要な人材を確保するため、徳島県及び市町村において、デジタル・グリーンなどの成長分野や人手不足分野に関するリスクリングの推進に資する事業（以下「地域リスクリング推進事業」という。）を実施する。

実施に当たっては、商工・労働関連の各団体や、労働局、ハローワーク等の国の機関、教育機関などと連携しながら、以下の地域リスクリング推進事業に幅広く取り組むこととする。

- ①経営者等の意識改革・理解促進
- ②リスクリングの推進サポート等
- ③従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

なお、令和7年度に実施する地域リスクリング推進事業については、実施地方公共団体名、事業名、事業概要等を記載した一覧を、令和7年度に開催される徳島県地域職業能力開発促進協議会に報告する。

1 公共職業訓練（離職者訓練）

(1) 施設内訓練に係る実施規模と分野

(ポリテクセンター徳島)

施 設 名	定 員	科 目
ポリテクセンター徳島	324 人	<p>1. 6ヶ月コース</p> <p>(1)一般コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ① テクニカルオペレーション科 (募集科名 : CAD機械科) ② テクニカルメタルワーク科 (募集科名 : 溶接加工科) ③ 電気設備技術科 ④ 住宅リフォーム技術科 ⑤ 住環境計画科 <p>(2) 企業実習付きコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ テクニカルメタルワーク科 (募集科名 : 溶接ものづくり科) <p>2. 1か月コース</p> <p>(3) 導入講習（橋渡し訓練）</p> <p>上記全ての科に組合せて実施</p>
合 計	324 人	12科目

(2) 委託訓練に係る実施規模と分野

施設名	コース	定員	科目
長期高度人材育成コース	7	80人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士科（2年） ・保育士科（2年）
知識等習得コース	28	426人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護実務者・同行援護研修科（6か月） ・P Cスキルも学べる！介護初任者研修科（3か月） ・造園科（6か月） ・WEBシステム開発実践科（6か月） ・デジタル人材育成科（6か月） ・テレワーク実務科（6か月） ・IT技能科（3か月） ・WEBデザイン科（6か月） ・エクセルからプログラミングまで学べるDX基礎科（3か月） ・IT基礎科（3か月） ・医療事務科（3か月） ・事務科（3か月） ・簿記・Webデザインも学べる！販売実務科（3か月） ・IT事務科（3か月）
定住外国人向け職業訓練コース	1	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・定住外国人向け介護初任者研修科（4か月）
建設人材育成コース	2	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・左官技能科（3か月） ・設備施工科（3か月）
母子家庭の母等の職業的自立促進コース	7	7人	<ul style="list-style-type: none"> ・IT技能科（3か月） ・事務科（3か月） ・簿記・Webデザインも学べる！販売実務科（3か月） ・エクセルからプログラミングまで学べるDX基礎科（3か月）
高齢求職者スキルアップ等コース	1	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・P Cスキルも学べる！介護初任者研修科（2か月）
大型自動車第一種運転業務従事者育成コース	3	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・大型1種ドライバー養成科（2か月）
合計	49	563人	25科目

2 公共職業訓練（在職者訓練）

(徳島県)

施設名	コース	定員	科目
中央テクノスクール	36	182人	・機械技術科 ・金属技術科 ・電気環境システム科 ・木工技術科 ・理容科 ・美容科
南部テクノスクール	11	123人	・カラーコーディネート塗装科 ・自動車整備科（二級課程）
西部テクノスクール	19	155人	・自動車整備科（三級課程） ・住宅建築科 ・電気工事科 ・設備施工科
合計	66	460人	12科目（提案型）

(ポリテクセンター徳島)

施設名	コース	定員	科目
ポリテクセンター徳島	45	350人	① テクニカルオペレーション科 ② テクニカルメタルワーク科 ③ 電気設備技術科 ④ 住宅リフォーム技術科 ⑤ 住環境計画科
合計	45	350人	5科目

3 公共職業訓練（学卒者訓練）

施設名	コース	定員	科目
中央テクノスクール	6	140人	<ul style="list-style-type: none"> ・機械技術科（15人、1年） ・金属技術科（15人、1年） ・電気環境システム科（15人、1年） ・木工技術科（15人、1年） ・理容科（20人、2年） ・美容科（20人、2年）
南部テクノスクール	2	55人	<ul style="list-style-type: none"> ・カラーコーディネート塗装科（15人、1年） ・自動車整備科（二級課程）（20人、2年）
西部テクノスクール	3	45人	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備科（三級課程）（15人、1年） ・住宅建築科（15人、1年） ・電気工事科（15人、1年）
合計	11	240人	11科目

4 障がい者等に対する公共職業訓練

訓練種別	定員	訓練月数・科目
知識・技能習得訓練	12人	3か月・2科目、1か月・2科目
実践能力習得訓練	13人	1～3か月・13科目
e-ラーニング	8人	3か月・2科目
特別支援学校等早期委託訓練	2人	1～2か月・2科目
合計	35人	21科目

5 求職者支援訓練

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	年度計
基礎コース	30人	30人	15人	10人	85人
実践コース	150人	121人	109人	79人	484人
IT分野	20人	20人	26人	20人	
デザイン分野	20人	20人	20人	0人	
医療事務分野	0人	15人	0人	0人	
介護・医療・福祉分野	20人	26人	23人	18人	
営業・販売・事務分野	75人	40人	25人	26人	
理容・美容関連分野	15人	0人	0人	15人	
その他	0人	0人	15人	0人	15人
地域枠	25人(介護・医療・福祉分野10人、営業・販売・事務分野15人)				
合 計	569人				

※その他は、成長分野、林業分野、警備・保安分野等

注1 申請単位期間内の設定数を超える認定申請がある場合

(1) 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

(2) 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

注2 申請単位期間内で新規参入枠以外の設定数（以下、「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合

(1) 当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。

注3 認定申請が少ない等により、認定コースの定員数が上限値を下回った場合の余剰定員

(1) 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野に余剰定員が生じた場合には、同一認定単位期間の他分野に振替可能とする。

(2) ある認定単位期間において認定数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、同一年度の次期以降の認定単位期間の同地域・同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用することも可能とする。

(3) 設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが開講されなかった場合の定員は、次期以降の認定単位期間の他分野に振替可能とする。

注4 一度認定されたものの開講されずに中止となった訓練コース分の余剰定員

(1) 受付期間中・受付期間終了後のコースの認定上限値を変更することは不可とする。

認定申請の受付開始前に認定上限値を変更して公示できる場合、同一年度内の同一分野に活用可とする。

注5 開講された訓練コースにおける定員未充足による余剰定員

(1) 振替、繰越しは不可とする。

注6 繰り越した余剰定員についての第4四半期における取扱い

(1) 訓練コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、第4四半期においては基礎コースと実践コース間の振替や他分野への振替を可とする。

注7 E-ラーニングコースの取扱い

集合型コースとのバランスを考慮し、E-ラーニングコースの申請は、原則、認定単位期間ごとに、1実施機関あたり1コースまでとする。

注8 徳島労働局における、令和7年度求職者支援訓練「地域枠」の取扱いの詳細については、次のとおりとする。

(1) 令和7年1月末現在、締結自治体は8自治体(鳴門市、名西郡神山町、三好市、阿南市、美馬市、吉野川市、小松島市、海部郡牟岐町)であり、令和7年度においては2自治体において地域枠の設定を希望している。

(2) 地域枠により開講を希望する訓練科、及びその開講時期と認定規模を決定した締結自治体は、速やかに別添「求職者支援訓練「地域枠要望」調査票(以下「調査票」という。)」を労働局に対し提出する。労働局は、調査票を受理した場合、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部に速やかに情報提供することとする。地域枠の設定・認定は、調査票の記載に基づきなされることとする。

(3) 具体的な設定は、調査において「1. 今後誘致する企業、事業拡張する管内企業の具体的ニーズに基づき要望するもの」、「2. 1以外の事情で、地方創生の観点から要望するもの」のいずれかによるものであることとする。

①地域枠は年間の認定規模総数のみ計画に記載し、四半期ごとの認定規模は設定しない。訓練施設に対し明示する当該期の認定規模は「35-前期までに認定した累計数」とする。

②地域枠に係る訓練施設に対する周知は、四半期ごとに機構徳島支部が実施する「求職者支援訓練に係る説明会」において、労働局職員が実施する。

注9 徳島県においては、四半期毎に求職者支援訓練を認定する。具体的な定員及び認定申請受付期間については、徳島労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部のホームページで周知する。

ハロートレーニング（離職者向け）の7年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

徳島県

分野	全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 (高齢・障害・求職者支援機構)	求職者支援訓練
		施設内	委託		
+ 公共職業訓練 (離職者支援訓練 (実践コース))	IT分野	308	0	222	0
	営業・販売・事務分野	247	0	66	0
	医療事務分野	46	0	31	0
	介護・医療・福祉分野	301	0	204	0
	農業分野	10	0	10	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0
	デザイン分野	60	0	0	0
	製造分野	164	0	0	164
	建設関連分野	135	0	15	120
	理容・美容関連分野	30	0	0	0
	その他分野	70	0	15	40
	求職者支援訓練(基礎コース)	85	0	0	0
合計		1,456	0	563	324
(参考) デジタル分野		406	0	84	176
					146

※「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

※ 地域枠については、「営業・販売・事務分野」で15人、「介護・医療・福祉分野」で20人の計35人を計画。